審查請求人 SUN SHUBIN

東京都総務局総務部法務課

裁決書の謄本の送付について

あなたが提起された審査請求について裁決が出されたので、行政不服審査法51条2項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本をお送りいたします。

常出る主義口質是中華人類人類人物主旨名を見の中華人名法律

裁一点,一次一次一个一块一个一块。

東京都江東区北砂5丁目20番10-609 審查請求人 SUN SHUBIN

分 庁 江東区長

審査請求人が提起した、特別区民税・都民税の差押処分に係る審査 請求について、次のとおり裁決する。

主。文章

本件審査請求を却下する。

理。由

第 1 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が審査請求人(以下「請求人」とい う。) に対し、令和3年10月28日付差押調書(以下「本件差 押調書」という。)により行った、請求人が滞納した令和2年度 特別区民税・都民税に係る差押処分(3江区納第5115号。以 下「本件処分」という。) について、その取消しを求めるものと

解される。

第2 請求人の主張の要旨

「2021年10月28日差押、個人情報の保護に関する法律の第十七条(適正な取得)、第十八条(取得に際しての利用目的の通知等)、第二十六条(第三者提供を受ける際の確認等)、第二十八条(開示)、第三十一条(理由の説明)、国税徴収法第四十七条(差押の要件)、第七十六条(給与の差押禁止)、国税庁法令解釈通達「第47条関係 差押えの要件」法令説明、生活保護法第二条(無差別平等)、第三条(最低生活)、第十二条(生活扶助)、憲法第二十五条に抵触した。」

第3 審査庁の判断

1 法令の定め

(1) 行政不服審查法

行政不服審査法は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権 力の行使に当たる行為に関し、不服申立てをすることができる 旨規定している(1条)。

都在指定人的推禁之代代特别及民格。越是是仍

そして、同法4条によれば、審査請求は、法律(条例に基づく処分については、条例)に特別の定めがある場合を除くほか、処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)に上級行政庁がない場合は当該処分庁に対して(1号)、処分庁に上級行政庁がある場合は当該処分庁の最上級行政庁に対して(4号)するものとされている。

ここでいう上級行政庁とは、当該行政事務に関し、処分庁を 直接指揮監督する権限を有する行政庁をいうものと解されてい る(南博方・小高剛著「全訂注釈行政不服審査法」第一法規出 版株式会社 92頁参照)。

(2) 地方税法

地方税法331条1項及び同条6項の規定により準用する国税 徴収法62条1項は、市町村民税(特別区民税)に係る滞納者の 有する債権の差押えは第三債務者に対する債権差押通知書の送達 により行うとし、同法54条は、徴収職員が滞納者の財産を差し 押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付し なければならないと規定している。また、地方税法334条は、 個人の市町村民税(特別区民税)に係る地方団体の徴収金につい て、滞納処分する場合には当該個人の道府県民税(都民税)につ いてあわせて、滞納処分するものと規定している。

*

2 本件審査請求について

これを本件についてみると、江東区長は、請求人が特別区民税・都民税を滞納したことから、地方税法331条1項、同法334条及び同法331条6項の規定により準用する国税徴収法62条1項の規定に基づき、請求人の有する債権(普通預金の払戻請求権)を差し押さえるとともに、同法54条の規定に基づき、令和3年10月28日付けで請求人に対し本件差押調書を交付し、差押処分(本件処分)を行ったことが認められるところ、東京都知事(以下「知事」という。)は、かかる事務について江東区長を直接指揮監督する権限を有しておらず、江東区長の上級行政庁に当たらない。

また、江東区長がした本件処分について、知事に対して審査請求をすることができる旨の特別の定めは存在しない。

そうすると、本件処分についての審査請求は、法4条1号の規定により、本件処分の処分庁である江東区長に対してすることとなる(本件差押調書にも、江東区長に対して、審査請求ができる旨の教示文が付されている。)。

したがって、審査権限を有しない知事に対してなされた本件審

査請求は不適法であって、補正することができないことが明らか であるから、法24条2項の規定により却下を免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、法 4 5 条 1 項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

令和4年3月25日

審查庁 東京都知事 小池 百合子

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

上記は謄本である。

令和4年3月25日

東京都知事 小池 百合子

合并行息